

平成30年4月20日

社会保障審議会企業年金部会  
神野直彦 部会長 殿

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会  
委員長 森戸英幸

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況  
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)に関する報告書

1 部会への報告

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、年金給付等積立金が最低責任準備金を割り込む、いわゆる代行割れ基金が解散するに当たり、責任準備金相当額の減額や責任準備金相当額の納付猶予を認める特例措置を講じて解散する「特例解散」について調査審議するものとして設置されていますが、その運営状況について専門委員会運営規則第15条の規定に基づき部会に報告することとされています。

2 専門委員会の開催状況

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、専門委員会を計6回開催し、延べ17件の審査を行いました。

各回の議事概要は以下のとおりです。

(1) 第31回委員会（平成29年4月24日開催）

1件の納付計画の変更（後倒し）について審議され、事業主が納付すべき額（設立事業所ごとの負担額）が解散認可申請時より財産目録等申請時で増額したことについては、一定の事情の変更であったと認めうるが、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」には当たらず、変更は認められないとされました。

なお、今後の専門委員会の開催については、必ずしも毎月ではなく特例解散認可申請に合わせて開催するという事務局の提案について了承されました。

また、専門委員会が開催されない月に納付計画の変更（後倒し）について判断する必要がある場合は、個別に委員の意見をお伺いし、全員の意見が一致した場合は了承があったものとして次回の専門委員会に結果を報告することとされました。

(2) 第32回委員会（平成29年8月25日開催）

1件の特例解散の認可申請等について審議され、妥当と判断されました。

また、2件の納付計画の変更（後倒し）について審議され、事業主に帰責性のない事情の変更であったと認めることが困難である等により、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」には当たらず、変更は認められないとされました。

なお、納付計画の変更について、これまで1件も認められていないことを周知する方法を、事務局で考えてほしいとの意見がありました。

(3) 第33回委員会（平成29年10月25日開催）

1件の特例解散の認可申請等について審議され、妥当と判断されました。

また、3件の納付計画の変更（後倒し）について審議され、経営方針の変更やコストの削減等を目的とした納付計画の変更については、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」には当たらず、変更は認められないとされました。

なお、納付計画の変更について、これまでの審議経過を踏まえ、承認にあたっての基準を示すべきとの意見がありました。

(4) 第34回委員会（平成29年12月20日開催）

3件の納付計画の変更（後倒し）について審議され、経営努力をしない返済額の縮減や経営方針の変更等を目的とした納付計画の変更については、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」には当たらず、変更は認められないとされました。

なお、納付計画の変更について、これまでの審議経過を踏まえ、「厚生年金基金の特例解散に係る納付計画の変更（猶予の延長）について」をとりまとめました。

(5) 第35回委員会（平成30年2月21日開催）

2件の特例解散の認可申請等について審議され、そのうち1件について、妥当と判断されました。残りの1件については、納付計画について猶予額の設定が不合理なものや納付猶予期間が長すぎるものについて内容の見直しが必要である等の意見があり継続審議とされました。

また、2件の納付計画の変更（後ろ倒し）について審議され、そのうち1件について、変更前と変更後の負担額がほとんど変わらず、理由も具体性がなく、変更は認められないとされました。残り1件については、主要な取引先であった会社との関係を確認する必要がある等の意見があり継続審議とされました。

(6) 第36回委員会（平成30年3月26日開催）

2件の納付計画の変更（後ろ倒し）について審議され、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」には当たらず、変更は認められないとされました。

なお、やむを得ない理由の例とされる天災などの外的、不可抗力的な要因の具体例としては、経営者の突然死、工場等施設の崩壊、輸入輸出の制限等が考えられるとの意見がありました。

また、経営状況を客観的に審議する上で、勘定科目内訳明細書及び法人税申告書等の提出を求めてほしいとの意見がありました。

(参考) 過去に納付計画の変更(後ろ倒し)申請した事業所数及び承認数

付 議 期 間	申請事業所数	承認事業所数
平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	12 事業所	0 事業所
累 計	18 事業所	0 事業所